

保安規程変更届出書

原管発官R1第 134号
令和元年 10月 31日

原子力規制委員会 殿
経済産業大臣 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明

次のとおり保安規程を変更したので、電気事業法第42条第2項の規定により届け出ます。

変更の内容	別紙のとおり
変更年月日	令和元年 10月 31日

変 更 内 容

- (1) 福島第二原子力発電所について、電気事業法第27条の27第3項の規定に基づく発電事業変更届出書を提出したことに伴い、別添1の保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕改定前後表の改定後欄のとおり変更する。

別添 1

保安規程〔電氣事業用電氣工作物（原子力発電工作物）〕改定前後表

保安規程[電気事業用電気工作物(原子力発電工作物)]改定前後表

改 定 前	改 定 後	説 明
<p style="text-align: center;">保 安 規 程</p> <p style="text-align: center;">[電 気 事 業 用 電 気 工 作 物 (原 子 力 発 電 工 作 物)]</p> <div style="border: 1px dashed green; padding: 2px; margin: 20px auto; width: fit-content;">令和元年 7 月 1 日</div> <p style="text-align: center;">東京電力ホールディングス株式会社</p>	<p style="text-align: center;">保 安 規 程</p> <p style="text-align: center;">[電 気 事 業 用 電 気 工 作 物 (原 子 力 発 電 工 作 物)]</p> <div style="border: 1px dashed red; padding: 2px; margin: 20px auto; width: fit-content;">令和元年 10 月 31 日</div> <p style="text-align: center;">東京電力ホールディングス株式会社</p>	<p style="text-align: center;">改定日変更</p>

保安規程[電気事業用電気工作物(原子力発電工作物)]改定前後表

改定前	改定後	説明
<p>第8章 記録</p> <p>第26条 記録項目 ----- 7</p> <p>別表第1 (第6条) 保安に関する組織及び業務分掌 ----- 8</p> <p>別表第2 (第15条第1項(1)) 巡視, 点検及び検査項目に関する標準 ----- 15</p> <p>別表第3 (第9, 13, 15, 18, 20, 26条) 関係規程・マニュアル類 ----- 16</p> <p>別表第4 (第22, 23, 24, 25条) 保安のために必要な文書 ----- 16</p>	<p>第8章 記録</p> <p>第26条 記録項目 ----- 7</p> <p>別表第1 (第6条) 保安に関する組織及び業務分掌 ----- 8</p> <p>別表第2 (第15条第1項(1)) 巡視, 点検及び検査項目に関する標準 ----- 13</p> <p>表第3 (第9, 13, 15, 18, 20, 26条) 関係規程・マニュアル類 ----- 14</p> <p>別表第4 (第22, 23, 24, 25条) 保安のために必要な文書 ----- 14</p>	<p>ページの変更</p>

保安規程[電気事業用電気工作物(原子力発電工作物)]改定前後表

改定前	改定後	説明
<p>別表第1 (第6条) 保安に関する組織及び業務分掌 その1 本 社</p> <p>※1 原子力・立地本部の各部(原子力人財育成センター、青森事業本部を含む)は、原子力発電所及び原子力建設所の保安業務に関する業務を行う。 ※2 福島第二原子力発電所に駐在。</p> <p>原子力安全・統括部 原子力運営管理部 原子力設備管理部 原子力燃料サイクル部 原子力人財育成センター 青森事業本部 原子力建設所 (その3 (1)に示す) 原子力発電所 (その2 (1)、(2)に示す) 内部監査室 (内部監査の実施)</p>	<p>別表第1 (第6条) 保安に関する組織及び業務分掌 その1 本 社</p> <p>※1 原子力・立地本部の各部(原子力人財育成センター、青森事業本部を含む)は、原子力発電所及び原子力建設所の保安業務に関する業務を行う。 ※2 福島第二原子力発電所に駐在。</p> <p>原子力安全・統括部 原子力運営管理部 原子力設備管理部 原子力燃料サイクル部 原子力人財育成センター 青森事業本部 原子力建設所 (その3 (1)に示す) 原子力発電所 (その2 (1)) 内部監査室 (内部監査の実施)</p>	<p>福島第二原子力発電所に関する記載の削除に伴い、記載の適正化</p>

保安規程[電気事業用電気工作物(原子力発電工作物)]改定前後表

改定前	改定後	説明
<p>その2 原子力発電所 (福島第二原子力発電所, 柏崎刈羽原子力発電所) (1) 福島第二原子力発電所</p> <p>※1 発電所主任技術者(電気) (ボウ・カベシ) (発電用原子炉主任技術者) ※2</p> <p>※1: 原子力発電工作物に関する保安活動の評価・改善 ※2: 発電用原子炉主任技術者は、原子力・立地本部長が選任し、原子力発電所に専任</p> <p>※3 (次頁に示す)</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center; width: fit-content; margin: auto;">削除</div>	<p>福島第二原子力発電所について、発電事業変更届出書を提出したことに伴い、福島第二原子力発電所に関する記載の削除</p>

保安規程[電気事業用電気工作物(原子力発電工作物)]改定前後表

改定前	改定後	説明																										
<p>※3</p> <div style="border: 1px dashed green; padding: 10px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">保 全 部</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">保 全 機 構 第 二 G</td> <td>[原子が施設の保守の総括及び電子通信設備の運用に関する業務を行う]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">機 械 第 二 G</td> <td>[原子が施設のうち原子炉設備に係る保守管理に関する業務を行う]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">機 械 第 一 G</td> <td>[原子が施設のうちタービン設備に係る保守管理に関する業務を行う]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">電 気 機 器 第 二 G</td> <td>[原子が施設のうち電気設備に係る保守管理に関する業務 (電気機器第二G所管業務を除く。)を行う]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">電 気 機 器 第 一 G</td> <td>[原子が施設のうち電源設備に係る保守管理に関する業務を行う]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計 測 制 御 G</td> <td>[原子が施設のうち計測制御設備に係る保守管理に関する業務を行う]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">環 境 施 設 G</td> <td>[廃棄物処理設備及びサイトバンカの保守管理に関する業務を行う]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">シ ス テ ム エ ン ジ ニ ア イ ン フ ェ ー ジ G</td> <td>[保全革新業務の推進及び各設備点検結果の評価並びに系統信頼性に関する技術検討に関する業務を行う]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">原 子 炉 ア ヴ ェ ー ジ ャ ー G</td> <td>[原子が内部構造造物に係る保守管理及び原子炉施設の高龄化に関する技術評価の総括に関する業務を行う]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">改 良 工 事 プ ロ ジ ェ ク ト G</td> <td>[原子が施設のうち大型の改良工事に関する業務を行う]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">土 木 G</td> <td>[原子が施設のうち土木設備に係る保守管理に関する業務を行う]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">建 築 G</td> <td>[原子が施設のうち建築設備に係る保守管理に関する業務を行う]</td> </tr> </table> </div>	保 全 部		保 全 機 構 第 二 G	[原子が施設の保守の総括及び電子通信設備の運用に関する業務を行う]	機 械 第 二 G	[原子が施設のうち原子炉設備に係る保守管理に関する業務を行う]	機 械 第 一 G	[原子が施設のうちタービン設備に係る保守管理に関する業務を行う]	電 気 機 器 第 二 G	[原子が施設のうち電気設備に係る保守管理に関する業務 (電気機器第二G所管業務を除く。)を行う]	電 気 機 器 第 一 G	[原子が施設のうち電源設備に係る保守管理に関する業務を行う]	計 測 制 御 G	[原子が施設のうち計測制御設備に係る保守管理に関する業務を行う]	環 境 施 設 G	[廃棄物処理設備及びサイトバンカの保守管理に関する業務を行う]	シ ス テ ム エ ン ジ ニ ア イ ン フ ェ ー ジ G	[保全革新業務の推進及び各設備点検結果の評価並びに系統信頼性に関する技術検討に関する業務を行う]	原 子 炉 ア ヴ ェ ー ジ ャ ー G	[原子が内部構造造物に係る保守管理及び原子炉施設の高龄化に関する技術評価の総括に関する業務を行う]	改 良 工 事 プ ロ ジ ェ ク ト G	[原子が施設のうち大型の改良工事に関する業務を行う]	土 木 G	[原子が施設のうち土木設備に係る保守管理に関する業務を行う]	建 築 G	[原子が施設のうち建築設備に係る保守管理に関する業務を行う]	<div style="border: 1px solid black; padding: 20px; width: 100px; margin: auto;">削除</div>	<p>福島第二原子力発電所について、発電事業変更届出書を提出したことに伴い、福島第二原子力発電所に関する記載の削除</p>
保 全 部																												
保 全 機 構 第 二 G	[原子が施設の保守の総括及び電子通信設備の運用に関する業務を行う]																											
機 械 第 二 G	[原子が施設のうち原子炉設備に係る保守管理に関する業務を行う]																											
機 械 第 一 G	[原子が施設のうちタービン設備に係る保守管理に関する業務を行う]																											
電 気 機 器 第 二 G	[原子が施設のうち電気設備に係る保守管理に関する業務 (電気機器第二G所管業務を除く。)を行う]																											
電 気 機 器 第 一 G	[原子が施設のうち電源設備に係る保守管理に関する業務を行う]																											
計 測 制 御 G	[原子が施設のうち計測制御設備に係る保守管理に関する業務を行う]																											
環 境 施 設 G	[廃棄物処理設備及びサイトバンカの保守管理に関する業務を行う]																											
シ ス テ ム エ ン ジ ニ ア イ ン フ ェ ー ジ G	[保全革新業務の推進及び各設備点検結果の評価並びに系統信頼性に関する技術検討に関する業務を行う]																											
原 子 炉 ア ヴ ェ ー ジ ャ ー G	[原子が内部構造造物に係る保守管理及び原子炉施設の高龄化に関する技術評価の総括に関する業務を行う]																											
改 良 工 事 プ ロ ジ ェ ク ト G	[原子が施設のうち大型の改良工事に関する業務を行う]																											
土 木 G	[原子が施設のうち土木設備に係る保守管理に関する業務を行う]																											
建 築 G	[原子が施設のうち建築設備に係る保守管理に関する業務を行う]																											

保安規程[電気事業用電気工作物(原子力発電工作物)]改定前後表

改定前	改定後	説明
<p>(2) 柏崎刈羽原子力発電所</p> <p>※1 (電気) (主任技術者) (発電用原子力主任技術者) ※2</p> <p>※3 (次項に示す) ※1：原子力発電工作物に関する保安活動の理番・改善 ※2：発電用原子力主任技術者は、原子力・立地本部長が兼任し、原子力発電所に駐在 ※3：発電用原子力主任技術者は、原子力・立地本部長が兼任し、原子力発電所に駐在</p>	<p>その2 原子力発電所 (柏崎刈羽原子力発電所)</p> <p>※1 (電気) (主任技術者) (発電用原子力主任技術者) ※2</p> <p>※3 (次項に示す) ※1：原子力発電工作物に関する保安活動の理番・改善 ※2：発電用原子力主任技術者は、原子力・立地本部長が兼任し、原子力発電所に駐在 ※3：発電用原子力主任技術者は、原子力・立地本部長が兼任し、原子力発電所に駐在</p>	<p>福島第二原子力発電所に関する記載の削除に伴い、記載の適正化</p>

添 付 書 類

添付書類 1 : 変更理由

変 更 理 由

- (1) 福島第二原子力発電所について、電気事業法第 27 条の 27 第 3 項の規定に基づく発電事業変更届出書を提出したため。